

各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(令和4年7月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出の削減を図るため、太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。)等を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で各務原市太陽光発電設備等設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、各務原市税の滞納がない個人であって次に掲げる事項を遵守することができるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の規定に基づくFIT制度(固定価格買取制度をいう。第3号において同じ。)又はFIP制度(フィードインプレミアム制度をいう。)の認定を取得しないこと。
- (2) 補助対象設備を利用して自己託送(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに規定する接続供給をいう。)を行わないこと。
- (3) 平成29年3月に資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に規定する遵守事項(FIT制度の認定を受けた者に対する遵守事項を除く。)を遵守すること。
- (4) 補助対象設備により発電された電気の量の30パーセント以上を当該補助対象設備の設置されている住宅(その敷地を含む。)において自ら消費すること。
- (5) 補助対象設備の活用により得られた環境価値(温室効果ガスの排出を削減することに対して付与される価値をいう。以下この号及び次号において同じ。)について、需要家(電気の供給を受けて使用する者をいう。以下この号において同じ。)に供給した電気の量に応じた分の環境価値を当該需要家に帰属させること。
- (6) 補助対象設備がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。以下同じ。)を経過するまでの間、当該補助対象設備の活用により得られた環境価値

について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Ｊ－クレジット制度）実施要綱の規定に基づくＪ－クレジット制度への登録をしないこと。

（７）国、他の地方公共団体等から同種の補助を受けないこと。

（補助対象設備）

第３条 補助対象設備は、次に掲げるものとする。

（１）太陽光発電設備のうち次のいずれにも該当するもの

ア エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。次号アにおいて同じ。）の排出の削減に効果があること。

イ 商用化されており、他において導入された実績を有する機種であること。

ウ 中古の設備でないこと。

エ リースした設備でないこと。

（２）蓄電池のうち次のいずれにも該当するもの。ただし、前号の太陽光発電設備の附帯設備として併せて設置するものに限る。

ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があること。

イ 商用化されており、他において導入された実績を有する機種であること。

ウ 中古の設備でないこと。

エ リースした設備でないこと。

オ 平時において充放電を繰り返すことを前提としていること。

カ 停電時にのみ利用する非常用の電源でないこと。

キ 第５条第１項に規定する補助対象経費（蓄電池に係る経費に限る。）の１キロワットアワー当たりの額が１５万５，０００円以下であること。

ク ２０キロワットアワー未満であること。

ケ その他別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。

（補助事業）

第４条 補助事業は、補助対象者が実施する次に掲げる事業（増設、買替え、設備の改修又は追加の購入に係る事業を除く。）とする。

（１）補助対象者自らが居住する市内の住宅又はその敷地に補助対象設備を設置する事業（住宅の新築に併せて当該住宅又はその敷地に設置する場合を含む。）

（２）自らが居住する目的で、補助対象設備が設置された市内に存する建売住宅を購入する事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象設備の設置をする、又はされている建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けていない場合（当該建築物が当該確認を要しないものである場合を除く。）は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱別表2に掲げるものとする。

2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象設備の区分に応じ、同表に定める額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同表に定める上限額を限度とする。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の住宅及びその敷地において1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

（1）誓約書（申請者用）

（2）誓約書（施工業者用）

（3）補助対象設備の設置に係る見積書の写し

（4）補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図

（5）補助対象設備の仕様書

（6）補助対象設備により発電される電力の消費に関する計画書

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（手続の委任）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付に係る手続を事業者等に委任することができる。

2 前項の規定により委任をした場合において、補助金の交付を受けようとする者は、委任状を市長に提出しなければならない。

(交付申請の受付停止)

第9条 市長は、第7条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を先着順により受け付け、交付申請に係る補助金の総額が予算の残額を超えた時点において、新たな交付申請の受付を停止する。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を適当と認めたときは、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を適当でないと認めたときは、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して当該交付申請をした者に通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 補助事業に係る契約の締結は、前条第2項の規定による通知を受けた日以後でなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、各務原市太陽光発電設備等設置費補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の承認の適否を決定し、各務原市太陽光発電設備等設置費補助事業（変更・中止・廃止）（承認・不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は第10条第2項の規定による通知を受けた日が属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、各務原市太陽光発電設備等設置費補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書及び取扱説明書又はこれらに類するものの写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 補助対象設備の設置状況を示す住宅等全体の写真
- (5) 住民票の写し
- (6) 電力会社と接続契約又は売電契約若しくは買電契約を締結した場合は、その契約書等の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
(補助金の額の確定)

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の耐用年数を経過するまでの間において、その財産処分（補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするとき（取得単価が50万円未満の太陽光発電設備を財産処分するときを除く。）は、財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分の承認の適否を決定し、財産処分（承認・不承認）通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1号の誓約書（申請者用）に掲げる事項に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(協力)

第18条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助事業の成果を示す資料の提出その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保存)

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間（補助対象設備がその耐用年数を経過していない場合は、当該耐用年数を経過するまでの間）、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日決裁）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の予算に係る各務原市太陽光発電設備等設置費補助金について適用し、令和5年度以前の予算に係る各務原市太陽光発電設備等設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月23日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱施行の際現に存する改正前の様式第1号、様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

別表（第6条関係）

補助対象設備の区分	補助金の額	上限額
太陽光発電設備	7万円と補助対象経費（太陽光発電設備に係る経費に限る。）の1キロワット当たりの額とを比較して低い方の額に最大	太陽光発電設備5キロワット分に相当する額

	出力を乗じて得た額	
蓄電池	補助対象経費（蓄電池に係る経費に限る。）の額に3分の1を乗じて得た額	蓄電池5キロワットアワー分に相当する額

備考 この表において「最大出力」とは、太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値とを比較して小さい方の値（単位はキロワットとし、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた値）をいう。